

株主が株主を縛ることはどの程度認められるのか

		上場企業	非上場企業	理由
事例①	定款に「株式の売却にはその都度株主総会の決議を必要とする。」と定める。	認められない。	法理的には認められない。	上場企業は、全株主が会社の株式を全く自由に売買できることが株式上場制度上の前提だから。 そして、非上場企業の場合も、株式譲渡に関する基本概念はやはり同じと考えなければならないであろう。 会社法の「譲渡制限株式」の定めは厳密に言えば商法概念・商法理に照らせばやはり間違いであろう。
事例②	株主間で「株式の売却にはその都度お互いの同意を必要とする。」と株式譲渡に関する契約を締結する。	認められる。	認められる。	同じ「株式譲渡に関する制限」でも事例①とは意味が異なる。事例①は会社法に基づく株式譲渡制限。この場合はあくまで株主間の任意の株式譲渡制限。事例①は会社法に基づく株式譲渡制限、この場合は民法に基づく株式譲渡制限。だから認められる。
事例③	会社とある特定の一部株主との間で「株式の売却にはその都度お互いの同意を必要とする。」と株式譲渡に関する契約を締結する。	認められる。	認められる。	同じ「株式譲渡に関する制限」でも事例①とは意味が異なる。事例①は会社法に基づく株式譲渡制限。この場合は会社とあくまで限定された一部株主との間の任意の株式譲渡制限。事例①は会社法に基づく株式譲渡制限、この場合は民法に基づく株式譲渡制限。商法理の範囲外の任意の契約に過ぎない。だから認められる。 資本の払い込みや新株式発行の部分はもちろん会社法に基づくが、株式譲渡の部分だけはこの文脈では(会社と株主と間の事柄だが)根拠法は会社法ではない。
事例④	定款に「株主提案ができるためには、12ヶ月以上連続して株式を保有していることが条件である。」と定める。	認められない。	認められない。	株主が株主総会議案を提案する権利というのは議決権に付随する株主の最も基本的な権利の一つ。そもそも株式に保有期間という概念などない。
事例⑤	定款に「議決権を行使するためには、何ヶ月以上連続して株式を保有していることが条件である。」と定める。	認められない。	認められない。	議決権は株主の最も基本的な権利の一つ。そもそも株式に保有期間という概念などない。